

私立認可保育園等におけるアレルギー児対応を拡充します

私立認可保育園等におけるアレルギー児への対応を推進するため、既存補助制度の対象を従来のアレルギー児への個別除去・代替食の対応を実施している施設・事業に加え、全体除去を実施している施設・事業にも拡充します。

令和 8 年度の取組

【アレルギー児対応加算】

「個別除去加算」

- 概 要：アレルギー児対応として、医師の診断書、指示書又は生活管理指導表に基づき、**個別に除去・代替食の対応**を実施している施設・事業に対して加算
- 補助額：毎月初日対象児童数 × 22,000円（月額）

「全体除去加算」 R8拡充

- 概 要：アレルギー児童が在籍している場合、当該児童に限らず、一律にアレルギー食品を**提供しない対応（全体除去）**を実施している施設・事業に対して加算
- 補助額：10,000 円（月額）

1 事業概要

(1) 対象施設（補助事業名）

- ・私立認可保育園及び小規模保育事業所（保育サービス推進事業）
- ・認証保育所（保育力強化事業）

(2) 拡充した補助項目・内容

アレルギー児が在籍している場合において、当該児童に限らず、一律にアレルギー食品を提供しない対応（全体除去）を実施している施設・事業に対して加算します。

(3) 補助基準額

- ・全体除去加算 10,000 円（月額）

2 補正予算額

365 万円

3 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 11 月 補助金の交付手続き開始

※本加算の適用開始日は、令和 8 年 4 月 1 日となります。

【問合せ先】

子ども家庭支援部保育課長

電話：03-3578-2465



つながる港、つなげる未来

港区は令和9年3月15日に
区政80周年を迎えます